

垂水市と日本郵便株式会社の連携協定に関する包括連携協定書

垂水市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互連携を強化し、市民サービスの向上と垂水市内における地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について連携し、業務に支障の無い範囲で協力する。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項による協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。
ただし、連携事項による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないとときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認

を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第7条 甲及び乙は相手方に対し、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 齧迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が本条第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（疑義の解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年1月23日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長

尾脇 雅弥

乙 鹿児島県垂水市松原722
日本郵便株式会社
松原郵便局 局長

安藤 和幸

別記

事業所名	所在地
大隅垂水郵便局	鹿児島県垂水市栄町19
新城郵便局	鹿児島県垂水市新城1
柊原郵便局	鹿児島県垂水市柊原722
水之上郵便局	鹿児島県垂水市本城660-5
海潟郵便局	鹿児島県垂水市海潟566-1
牛根郵便局	鹿児島県垂水市二川637-13
牛根境郵便局	鹿児島県垂水市牛根境1309-3

垂水市と日本郵便株式会社
との包括連携協定書



日本郵便
株式会社

垂水市

郵便局

令和6年1月23日